

金融 融庁は、平成28年8月31日、平成29年度税制改正要望を公表した。本稿では、特にFPの方々の関心が高いと思われる項目について解説する。

NISAの改善

(1) 積立NISAの創設

NISAとは「貯蓄から投資へ」の流れを促進するため、平成26年1月から始まった制度であり、購入額年間120万円までの金融商品にかかる配当・譲渡益等について、最長5年間非課税となる制度である(以下、現行NISA)。

今回、金融庁は新たに年間60万円までの購入額について、最長20年間非課税となる「積立NISA」の創設を要望した。

積立NISAを現行NISAと比較したものが図表1である。積立NISAの年間投資上限額は60万円、非課税期間は最長20年間であり、現行NISA(120万円、最長5年間)に比べ、

想定されていない。

(2) 現行NISAの拡充

①非課税期間終了時の対応
含み益が出ている場合(図表2の①)

現行NISAでは、非課税期間が終了した後、原則として非課税口座で保有している金融商品は課税口座に払い出されるが、口座開設者が希望した場合は翌年の投資枠にロールオーバーして引き続き非課税保有ができる。

このロールオーバーの上限額は、年間投資上限額(120万円)までに限定されている。非課税期間の終了時、金融商品の時価が120万円超である(含み益が出ている)場合には、ロールオーバーができないため、120万円以内に調整するため手続きが必要となり、金融機関の事務負担が大きくなるとみられている。

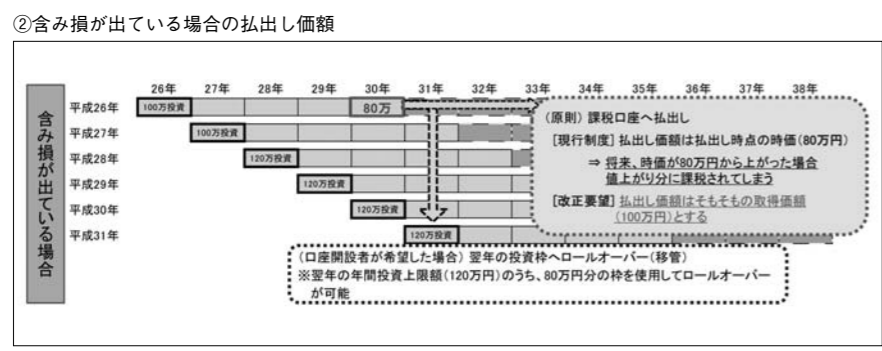
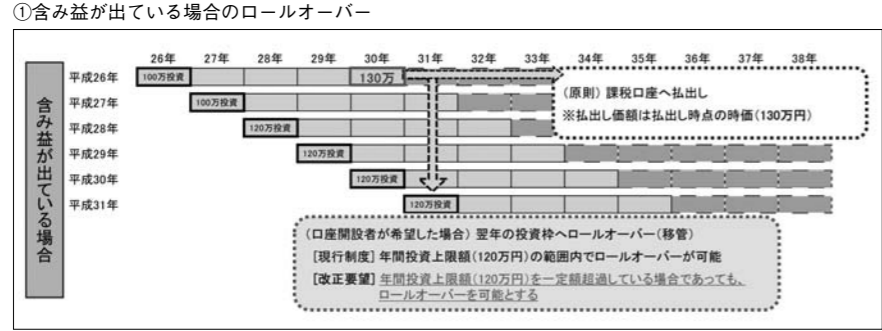
今回、金融庁は、年間投資上限額を超過している場合でも、一定額まではロールオーバーが

図表1 積立NISAと現行NISAの比較

	現行NISA	積立NISA
制度の趣旨	個人投資家の裾野を拡大し、家計の安定的な資産形成と、経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図る	NISAのさらなる普及のため、資産形成が必要な世代の利用を促進する
口座を開設できる者	その年の1月1日において20歳以上の居住者等	現行NISAと同じと思われる
年間投資上限額	120万円(平成27年以前は100万円、ロールオーバー※1可)	60万円
投資可能期間	10年間(平成26年～35年)※2	恒久措置
非課税期間	最長5年間	最長20年間
累計最大投資額	600万円	1,200万円
投資対象商品	上場株式、公募株式投資信託、ETF、上場REIT、ETNなど※3	長期の積立・分散投資に適した一定の投資商品に限定(例:バランス型ファンド、非毎月分配型ファンド)
投資方法	自由	あらかじめ締結した契約に基づき定期・定額で投資(積立)を行うものに限定
購入した商品の売却	自由	自由
制度終了時の扱い	新規投資は平成35年まで、NISA口座での商品保有は平成39年までで終了※2	—
他のNISAとの併用	積立NISAとの選択制(新設)	現行NISAとの選択制

※1 ロールオーバーとは、非課税口座の非課税管理勘定で保有している金融商品について、他の年分の非課税管理勘定に移管することをいう。その移管した金融商品について、非課税期間が延長できる。
※2 ただし、今回の金融庁要望で恒久化が求められている。
※3 特定公社債、公募公社債投資信託は不可。
(出所)金融庁「平成29年度税制改正要望項目」および現行法令に基づき大和総研作成

図表2 非課税期間終了時の対応(金融庁要望)



(出所) 金融庁「平成29年度税制改正要望項目」

年間投資上限額が2分の1であり、少額・長期投資向きの制度となっている。また、投資対象商品を見ると、積立NISAは「長期の積立・分散投資に適した一定の投資商品」に限定されており、投資者

にとつては、より安定的な投資が可能な制度となっている。さらに、積立NISAの投資可能期間は恒久措置とされている。利用者は、恒久的に新規投資をすることができ、長期的な資産形成が期待できる(もともと、ロールオーバーは

できるようにすることを要望している。
②非課税期間終了時の対応
含み損が出ている場合(図表2の②)

課税口座に払い出される際の金融商品の価額は、払出し時点の時価である。その時価がそもそも取得価額より下落している(含み損が出ている)場合、

その後、その金融商品が値上がりしたときには、下落した時価からの値上がり分に課税されるので、含み損分にも課税されてしまう。
今回、金融庁は、課税口座に払い出される際の金融商品の価額を、含み損が出ている場合に限り、その金融商品のそもそもの取得価額とすることを要望している。

③投資可能期間の恒久化
現行NISAでは、投資可能期間が平成26年から平成35年までの10年間に限定されている。今回、金融庁は、現行NISAの投資可能期間を積立NISAと同じく恒久措置とすることを要望している。

2 上場株式等の相続税評価の見直し

現行では、上場株式等に相続税を課税する際は、原則として相続時(被相続人死亡時)の時価で評価される。相続時から相

シンクタンク研究員による

読み解き! 最新制度

Vol.20

金融庁の平成29年度税制改正要望

——積立NISAの創設、上場株式等の相続税評価の見直しなど

図表3 上場株式等の相続税評価方法の比較

	現行	金融庁要望
①相続税評価額	原則として相続時の時価※1	一定期間中の価格変動リスク相当額を控除した価額※2
相続時から納付期限までの価格変動リスク	考慮しない	考慮する
②評価の特例措置	特に規定なし	通常想定される範囲を超えて著しく価格が下落した場合の特例を創設
③物納順位※3	第2順位	第1順位※4

- ※1 上場株式は相続時（被相続人死亡時）の最終価格、相続の日の属する月以前3ヵ月間の毎日の最終価格の月平均額のうちの最低価格で評価する。
- ※2 一定期間とは、相続時（被相続人の死亡時）から相続税の納付期限までの10ヵ月間をいう。
- ※3 物納順位とは、物納に充てることができる財産の優先順位をいう。
- ※4 現行では、他に国債、地方債、不動産、船舶が第1順位の財産とされている。（出所）金融庁「平成29年度税制改正要望項目」に基づき大和総研作成

図表4 上場株式等の相続税評価額の算定式（金融庁要望）

$$\boxed{\text{一定期間譲渡できない株式の時価 (相続税評価額)}} = \boxed{\text{任意に譲渡できる株式の時価}} - \boxed{\text{一定期間※中の価格変動リスク相当額 (平時では約10%)}}$$

- ※一定期間とは、相続時（被相続人死亡時）から相続税の納付期限までの10ヵ月間をいう。（出所）金融庁「平成29年度税制改正要望項目」に基づき大和総研作成

図表5 損益通算ができる範囲（金融庁要望）

	インカムゲイン (利子・配当・分配金)	キャピタルゲイン/ロス (譲渡損益・償還損益)
上場株式・公募株式投資信託	申告分離課税	申告分離課税
特定公社債・公募公社債投資信託	申告分離課税※1	申告分離課税※2
デリバティブ取引	申告分離課税	申告分離課税
預貯金等	源泉分離課税	—

- ※1 平成28年1月1日以後の利子等から、源泉分離課税から申告分離課税となった。
- ※2 平成28年1月1日以後の譲渡所得等から、非課税から申告分離課税となった。
- ※3 点線で囲った部分は、今回の要望で新たに損益通算の範囲とすることが求められた部分。要望が実現した場合、実線で囲った範囲で損益通算が可能となる。（出所）金融庁「平成29年度税制改正要望項目」に基づき大和総研作成

のとおりである。「一定期間中の価格変動リスク相当額」は、金融庁では平時で約10%と試算している。

金融商品に係る 損益通算範囲の拡大など

現行では、上場株式・公募株式投資信託、特定公社債・公募公社債投資信託の利子・配当・分配金（以下、利子等）および譲渡損益・償還損益の間でそれぞれ損益通算ができる。

今回、金融庁は、これらに加え、デリバティブ取引、預貯金の利子等および損益についても、金融所得と損益通算ができる範囲に加えることを要望している（図表5）。

また、投資信託等の国内外での二重課税を調整する措置を見直すことも要望している。



相続の納付期限まで（10ヵ月間）の間に価格が下落した場合でも、下落前の高い時価で評価され、課税されることになる。上場株式等のような価格変動リスクが高い金融商品では特に問題となり、投資家の株式離れの要因ともいわれている。

今回、金融庁は、上場株式等について価格変動リスクを考慮した評価方法とすることを要望している。

具体的には、以下のような対応を求めている（図表3）。

①相続税評価額について一定期間中の価格変動リスク相当額を控除した価額とすること

②通常想定される範囲を超えて

著しく価格が下落した場合の特例を創設すること

③物納順位を第1順位とすること

①の評価額の算定式は図表4



小林亜子 ● こやし・あきこ
大和総研研究員 弁護士
金融商品取引法・会社法のほか、金融・証券税制についても調査を行う。著書として、「税金読本」[法人投資家のための証券投資の会計・税務]（いずれも共著 大和証券刊）。